

奈良県告示第四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十四年四月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	森 芳信	大和郡山市八条町四〇
〃	岡田 睦男	〃 六三三
〃	吉村 太加雄	〃 六六九
〃	藤田 博史	〃 二二八
〃	森嶋 恵三	〃 七三一
〃	堀川 典孝	〃 六九〇―一
監事	石川 武史	〃 五四―五
〃	堀内 富史郎	〃 七四一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	嶋岡 恵三	大和郡山市八条町七〇一
〃	松井 健	〃 二四〇
〃	橋本 嘉齋	〃 三〇三―三
〃	吉村 文彦	〃 七二六
〃	吉本 秀一	〃 二四九―三
〃	森嶋 究	〃 六二二
監事	松岡 伸浩	〃 五五―九
〃	藤北 隆子	〃 四一